

交流の促進

◆事業の目的

地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外から人を呼び込み、地域を活性化させていく地域づくりを推進するため、交流人口の拡大を促進する取組み（地方創生に資する取組みを含む）を支援します。

◆補助対象事業

地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み。
なお、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業については補助率を引き上げます。

【留意点】

補助対象事業は、次のような取組みであることが必要です。

- ・取組内容が非営利活動であり、公益上の目的があること
- ・取組内容が単なるイベントのみのものではなく、地域住民等が主体となって地域活動に取り組むなど、次年度以降も継続的な活動が行われるものであること
- ・取組内容がメディア等を活用した広報のみのものでないこと

◆事業実施者

(1) 市町村等

例：市町村、広域連合、一部事務組合、市町村が参画し、かつ中心となって運営する実行委員会・協議会等

※ 熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は対象となることがあります。

(2) 地域団体等

例：地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

事業実施者	補助種別	補助率	補助上限	補助下限
市町村等	ソフト事業	補助対象経費の1/2以内（※）	10,000千円	1,000千円
	ハード事業	補助対象経費の1/2以内		
地域団体等	ソフト事業	補助対象経費の1/2以内（※）	2,000千円	500千円
	ハード事業	補助対象経費の1/2以内		

※ ただし、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業は3/4以内

ICT（情報通信技術）を活用する場合は、1,000千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がICT活用経費のみである場合も対象となります）。〔計算方法はP17を参照〕

【留意点】

- ・補助対象経費に占める備品購入費及びハード事業に要する経費の割合は50%未満とします。
- ・補助金交付決定後に補助金の下限額を満たさなくなった場合は、補助金の交付はできません。

◆補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

【参考：ICT活用にかかる補助対象経費例】

- ・情報システム開発費
- ・ソフトウェア購入費
- ・ICT利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。

- ・団体の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、賃借、補償に要する経費
- ・施設整備や備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- ・その他、知事が不適当と認める経費

【留意点】

- ・ハード事業は、土地に定着するものを補助対象経費とします。
(案内板・標識の整備、簡易な修景・植栽、簡易な休憩・眺望施設の整備など)
- ・登記、登録を必要とする施設整備や備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分(補助裏)として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

◆審査の視点

- (1) 創意・工夫があり、先駆性を有しているか
- (2) 地域の有形・無形の資源を活用しているか
- (3) 事業の企画・実施の段階で、地域住民や関係団体等の参加や連携が図られようとしているか
- (4) 事業内容が一過性のものではなく、今後の事業の継続、発展性、広域的な広がりが期待できるか
- (5) 事業実施による地域課題解決の効果が期待できるか など

◆補助対象事業例

(以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。)

- (1) 熊本の魅力を体感できるツーリズムの推進
 - ・地域独自の資源や特性を生かしたツーリズムのモデルコースづくり
- (2) 地域が誇る資源を活用したおもてなしの展開
 - ・地域の食や文化等の他地域への情報発信、誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み など